

意見書案第4号

消費税5%への引下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年6月12日

取手市議会議長

岩 澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 本 田 和 成

消費税5%への引下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書（案）

長引く物価高が生活を直撃しています。「食費や電気代も節約してきた。もう削るところがない」さらに主食の米高騰により、国民の暮らしも中小企業の営業も一層深刻な事態です。政府は適正な課税を確保するために小規模事業者に過度な事務負担を押し付けるインボイス制度を実施しましたが、世界では100を超える国・地域が消費税にあたる付加価値税を減税し、国民の生活と中小企業の生業を守る努力が行われています。スペインは電気代の税率を半分に引き下げ、ポーランドやベルギー、ポルトガルなどは主要な食品の税率をゼロに引き下げました。ベトナム政府は、企業と消費者の双方にメリットがあると減税措置を延長しました。政府は社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引き上げてきましたが、医療・介護・年金・教育のどれをとっても国民負担は増えるばかりです。税の専門家は大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる分の財源は生まれると試算しています。消費税を引き下げて単一税率にするか廃止すれば、インボイスも必要なくなります。以上の趣旨から、下記の事項を求めます。

記

- 1 消費税の税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣